

入札金額内訳書審査基準の緩和措置について【特例】

(令和4年12月6日)

1 緩和措置拡大の理由

令和4年9月の台風14号により甚大な被害が発生した。

被災した公共施設（林道を含む）、農地及び農業用施設等の早期復旧を図るため、豊後大野市入札金額内訳書取扱要領の一部について特例措置を講じる。

2 措置の内容

① 入札金額内訳書取扱要領 第7 審査基準の簡素化

(5) 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ定める場合

ア 土木関係工事 工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合

↓

〈特例措置〉

直接工事の一式計上（レベル1以上の項目、記載不要）を認める

② 対象工事

本市が発注する令和4年に被災した公共施設（林道を含む）、農地及び農業用施設等の災害復旧工事に限る。

この取扱は、令和4年12月12日から適用する。